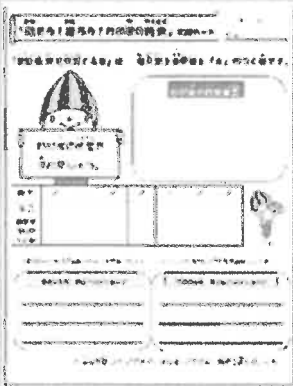


10月の  
「家庭の日」は、  
10月17日です！



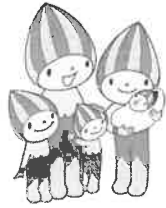
「家庭の日」シンボルマーク



「家庭教育を实践する日」の具体的な取組として、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。

ご家庭ごとの「あるといいなあ」と思われる約束について、家族での話し合いを通して作り、見守り、振り返ることを実践してみませんか。

この機会に、家庭の大切さや家族のあり方について、見つめ直してみてください！



## 「家庭教育を实践する日」をご存じですか？

これは「岐阜県家庭教育支援条例」に基づき「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせ「家庭教育を实践する日」としています。

### 北方町全小・中学校の取組を紹介します

#### 「ゲームと上手につき合うには」

- ① 夏休み前に「デジタル学校だより」で取組を周知
- ② 親子それぞれの動画をタブレットで視聴する。子ども用は保護者も一緒に視聴する。

＜こんな約束が作られました＞

- ・平日 2 時間、休日 3 時間
- ・ゲーム前に終了時刻を親に言う。
- ・時間を決める。(1時間以内)
- ・終わったら目の運動をする。
- ・約束が守れたら家庭で使えるペイがもらえる。



ゲームと上手につき合うには！  
～「話そう！語ろう！わが家の約束」運動、取組の前に（保護者編）～



保護者向け  
動画視聴用QRコード

QRコードから動画が視聴できます。親子でご活用ください。



子ども向け  
動画視聴用QRコード

#### 実践後の親子の声

- ゲームをやり過ぎていたが、自分から守れるようになった。(親)
- 時間を気にしながら使う姿があった。(親)
- タイマーを使ってちゃんと終わっていたのですばらしかった。(親)
- ◇約束があったのでがんばれた。(子)
- ◇これからも続けて約束を守っていきたい。(子)
- ◇約束を守ったら、家族と話す時間が増えた。(子)

#### もし取組に困ったら...

- ◇県では、乳幼児から小・中学生、次世代（高校生）へと切れ目なく「家庭教育プログラム」を取り揃えています。  
「家庭教育を实践する日」の取組の参考になるかと思しますので、ごらんください。



- ◇「家庭教育の实践する日」に関するご相談は、  
環境生活政策課生涯学習係(Tel.058-272-8752)まで